

## 議案第17号「国土利用計画（宮崎県計画）の変更について」に係る附帯決議

国土利用計画は、国土利用計画法に基づき策定される、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする計画である。今般、議案第17号として提出された国土利用計画（宮崎県計画）においては、土地利用に関する大きな課題である農山漁村の耕作放棄地について、「農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の状況に応じて施設用地、森林等農用地以外への転換による有効利用の促進を図る」との記載があり、低・未利用地への対応について一定の方向性が示されているところである。

しかしながら一方で、都市近郊の農地と宅地が混在する地域においては、各種の土地利用に関する法律の規制を受け、そのどちらにも活用できないまま、低・未利用地となった土地が点在し、地域の一体的発展を阻害するような状況が見られている。このため、これらの土地を有効活用する観点から、例えば、市街化調整区域における低・未利用地を、地域の実情に応じて今後いかに活用するのか、その方策について検討するとともに、合わせて各種土地利用制度の弾力的な運用についても積極的に検討する必要がある。

よって、県土利用の基本方向をまとめた国土利用計画（宮崎県計画）が真に行政上の指針となるよう、土地利用に関する各種法律の実際の運用に当たっては、その基本方向が十分に反映され、土地の有効活用が図られるよう検討すること。

以上、決議する。

平成20年10月3日

宮 崎 県 議 会